

令和 8 年 1 月 9 日

東松山市国民健康保険運営協議会

会長 島 田 安 三 様

東松山市長 森 田 光



東松山市国民健康保険税の税率等について（諮問）

令和 8 年度における東松山市国民健康保険税の税率等を下記のとおり定めることについて、国民健康保険法第 11 条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

1 医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分

区分	項目	現行	令和 8 年度
医療給付費分	所得割率	7.44%	7.91%
	均等割額	30,600 円	40,900 円
	賦課限度額	650,000 円	660,000 円
後期高齢者 支援金等分	所得割率	2.65%	2.78%
	均等割額	14,000 円	15,800 円
	賦課限度額	240,000 円	260,000 円
介護納付金分	所得割率	2.31%	2.44%
	均等割額	15,400 円	16,800 円
	賦課限度額	170,000 円	170,000 円

2 子ども・子育て支援納付金分

所得割率及び均等割額は、埼玉県が算定する市町村標準保険税率によるものとし、賦課限度額は、地方税法施行令の規定によるものとする。

以上